#### 川南町農業委員会 総会議事録

閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 本館3階 第1会議室

3 出席委員

(委員)

裕二 橋 口 1番 2番 長友 順子 3番 新垣 吉男 二三夫 惠雄 湯 地 森 信幸 4番 井 尻 5番 6番 7番 河 野 博 子 8番 山下 栄 9番 杉尾 英敏 (農地利用最適化推進委員)

10番 日高 重樹 11番 佐 光 真 美 12番 林田 泰代 正 行 13番 黒木 14番 有 澤 章 15番 戸髙 一志 一實 16番 永田 貞義 17番 河 野 伊栄雄 18番 樽 見

- 4 欠席委員
- 5 議事日程
  - 第1 諸報告
  - 第2 会議録署名委員の指名
  - 第3 会期の決定
  - 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の許可について
  - 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による申請の承認について
  - 第6 議案第3号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
  - 第7 議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
  - 第8 議案第5号 非農地証明願の承認について
  - 第9 議案第6号 国有財産の売払予定者の買受適格の有無について
  - 第10 その他(合意解約、行事予定)
- 6 会議録署名委員 6番 森 信幸 7番 河野 博子
- 7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三 好 益 夫 局長補佐 岩 切 拓 也 係 長 川 崎 恵 美 主 査 別 宮 愛

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、1月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第 1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
±n /+-	局長	議長、局長。 それでは、1月の諸報告をさせて頂きます。 委員の皆様には、農地利用状況調査を実施して頂いております。 6日に賀詞交歓会が計画されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて中止となりました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 12日、13日の日程で三重県玉城町にて川南町農業委員会先進地研修を実施しました。 19日、4・5条現地調査検討会、第2小委員会を開催しました。 25日、川南町立地適正化計画策定委員会が開催され会長が出席されました。 27日、宮崎県農地集積・集約化推進大会がメディキット県民文化ホールにて開催されました。 同じく27日、町長との意見交換会を第2会議室にて開催しました。 本日、11月定例総会であります。 総会終了後、認定審査会が開催されますので、会長と副会長は出席をお願いいたします。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	5番	議長、5番。 1月10日、午前9時より役場第3会議室で12番委員と農家 相談を行いました。相談件数は、2件でした。 <農家相談 報告>
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することでよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。

項目	発言者	内容
会議録署名 委員指名	議長	【日程第 2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、6番森信幸委員、7番河野博子委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありませんか。
		(異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

項目	発言者	内容
議案第1号 3条許可	議長	【日程第4】議案第1号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題 といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第1号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提 案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別 紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件 に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろし くお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。競売物件を落札し、売買を行うも のです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可 要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。ご審議よ ろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 次に、2号。
2 <del>号</del> 補足説明	13番	議長、13番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。

項目	発言者	内容
	議長議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 2号については、許可する事にいたします。 次に、3号。
3 <del>号</del> 補足説明	13番	議長、13番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号については、許可する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	6番	議長、6番。 4号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 4号については、許可する事にいたします。
	L	

項目	発言者	内容
議案第2号 5条承認	議長	【日程第 5】 議案第2号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題 といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第2号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提 案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	6番	議長、6番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 1月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を 受けた後、現地確認を行いました。1号については、住宅が 一部かかっているということで始末書条件で許可相当と判断 しました。内容については、担当委員の補足説明を受けてご 審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 審議の前に調査した際に贈与となっていますが、お金が発生すると聞いたのですが、どうなっていますか。
	事務局	議長、事務局 委員から問合せがありましたので、行政書士に確認したところ、二人から贈与ということで依頼を受けたのでこの書類を 作成したいうことです。委任状にも贈与と記載され、それぞれがサインしていますので委員会としては贈与として扱いたいと思います。

項目	発言者	内容
	7番	議長、7番 内容は記載のとおりです。平成19年に家を購入されたのですが、今になって無断転用とわかったので申請されたということです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求め
	議長	ます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

項目	発言者	内容
議案第3号 集積(所有権	議長	【日程第 6】 議案第3号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第3号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、1件でございます。申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定された集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	17番	議長、17番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。特例事業による一時貸付期間満了による売買になります。当初の買受け予定者が買受できなくなったために次の買受人を探すことになったのですが、農地を買いたいという申請をされていた方に話をしたのですが管理地が点在するので難しいということで、次に隣接する農地を耕作されている譲渡人に声をかけ、隣の農地の方にも検討をお願いし、3番目に牛の飼料畑にほしいという方が来られたのですが、3番目ということで考えておいて下さいということで、みんな返事待ちだったのですが、最初に話をした譲渡人が、畑かんの受益地ということもあって今回の申請になりました。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしてお願いします。
		しくお願いします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意  見、御質問は、ございませんか。

項目	発言者	内容
	4番	議長、4番。 牛の飼料畑にほしいと言われた方はどなたですか。
	17番	議長、17番。 知り合いの方が来られただけなので、名前までは聞いていません。
	議長	ほかにありませんか。ないようですので、採決いたします。賛 成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号号については、決定する事にいたします。

項目	発言者	内容
議案第4号 集積(利用権	議長	【日程第7】 議案第4号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第4号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、10件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定された集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	10番	議長、10番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	3番	議長、3番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求め
	議長	ます。 全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	3番	議長、3番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	3番	議長、3番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。

項目	発言者	内容
5号 補足説明	15番	議長、15番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	15番	議長、15番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号補足説明	1番	私が担当ですので、 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 新規就農でハウスでイチゴを栽培されていて、現在収穫の 途中でした。新規就農の支援を受けるために申請を出され ていますので、今後新規就農者として上がってくると思いま す。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。

項目	発言者	内容
	議長	7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	14番	議長、14番。 貸借期間が1年になっていますが、新規就農はこういう契約 ができるのですか。
	事務局	議長、事務局。 借手の方が、新規就農ということで実績がありませんので、 今回は特例で1年でと聞いています。
	4番	議長、4番。 特例だと認定農業者の要件や面積要件をクリアしていなくても貸借ができるということですか。今後、要件を満たさない貸借が出てくるのではないですか。
	事務局	議長、事務局。 農地法では特例がありませんので要件を満たさないと認められないのですが、中間管理事業では町が特別に認める場合とありますので、今回、特例で貸借を結んで実績を作り、認定新規就農者になる予定です。
	議長	ほかにありませんか。ないようですので、採決いたします。 成委員の挙手を求めます。
	議長	賛成多数と認めます。 7号については、決定する事にいたします。 次に、8号。
8号 補足説明	1番	私が担当ですので、 8号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 7号と同じ案件ですが、苗床として使う分になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	賛成多数と認めます。 8号については、決定する事にいたします。 次に、9号。
9号 補足説明	1番	私が担当ですので、 9号について補足説明いたします。

項目	発言者	内容
		内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	9号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 9号については、決定する事にいたします。
		ここで、17番委員の退室を求めます。 < 17番委員退室 > 次に、10号。
10号 補足説明	8番	議長、8番。 10号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	10号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 10号については、決定する事にいたします。 ここで、17番委員の入室を許可します。
		< 17番委員入室 >

項目	発言者	内容
議案第5号 非農地証明	議長	【日程第8】議案第5号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第5号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	4番	議長、4番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 1月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を 受けた後、現地確認を行いました。高速道路のすぐ下で山 林化していました。第2小委員会では非農地として認めてよ いという判断をしました。担当委員の補足説明を受けて御審 議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	4番	議長、4番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。委員長から報告のありましたとおり、高速の横で、地域が山となっている状態です。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり 10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でないと判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

項目	発言者	内容
議案第6号 国有財産	議長	【日程第 9】議案第6号 「国有財産の売払予定者の買受適格の有無について」を 議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第6号 「国有財産の売払予定者の買受適格の有無について」その提案理由を説明申し上げます。 この議案は、国有財産の売渡予定者の買受適格か否かの判断を求めるものです。 本案件の申請件数は、2件でございます。 売払予定地の所在、地番、地目及び地積並びに売払予定者の住所、氏名及び経営面積は、別紙記載のとおりであります。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御判断いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明 を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	14番	議長、14番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。川の下に暗渠がありまして、土地 改良区の事業に伴ってこの土地を使うということで出てきた 案件だそうです。現在は牧草が植わっていました。売払予定 者に確認したところ祖父の代からこのような状態だったそうで す。農水省とやり取りをして本人は納得されているそうです。 農地法第3条第2項第5号以外の各号に該当しないため、 要件の全てを満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議をよ ろしくお願いいたします。
	議長議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。

項目	発言者	内容
2号 補足説明	11番	議長、11番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。何十年も前に土地改良をしたとき に交換した土地だと聞いて、自分の土地として耕作をしてい たそうです。国有地だとわかり相談したところ売ってもらえる とわかり今回の申請となったそうです。農地法第3条第2項 第5号以外の各号に該当しないため、要件の全てを満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議をよ ろしくお願いいたします。
	議長議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第 10】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 貸手の都合による解約が4件、借り手の変更による解約が2 件の計6件の解約でした。 農用地利用集積計画(利用権設定)の変更申出について報告します。耕作者変更が1件、貸賃及び特約事項の変更が2件、特約事項の変更が1件の計4件でした。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「2月の行事予定」 について、報告いたします。
	議長	「2月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和5年1月の定例総会を閉会いたします。御苦労様でし た。

#### 署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

6番

7番